

**金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と
当社「お客さま本位の業務運営方針」の対応関係について**

【別紙 2】

当社は金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針として「お客さま本位の業務運営方針」を当社ホームページで公表しております。二者の対応関係は以下のとおりです。

金融庁 原則	当社「お客さま本位の業務運営方針」
原則 2 顧客の最善の利益の追求	1. お客さま本位の業務運営の実践と定着 (1) (2)
(注)	1. お客さま本位の業務運営の実践と定着 (1)
原則 3 利益相反の適切な管理	5. 利益相反の適切な管理
(注)	5. 利益相反の適切な管理
原則 4 手数料等の明確化	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (3)
原則 5 重要な情報の分かりやすい提供	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (1) (2) (3)
(注 1)	2. お客さまにふさわしいサービスの提供 (2) (3) 3. 重要な情報の分かりやすい提供 (1) (2) (3)
(注 2)	非該当 (複数の金融商品・サービスをパッケージ化した商品の取扱いはありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 3)	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (1) (2) (3)
(注 4)	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (1) (3)
(注 5)	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (1) (2)
原則 6 顧客にふさわしいサービスの提供	2. お客さまにふさわしいサービスの提供 (1) (2) (3)
(注 1)	2. お客さまにふさわしいサービスの提供 (2) 3. 重要な情報の分かりやすい提供 (2) (3)
(注 2)	非該当 (複数の金融商品・サービスをパッケージ化した商品の取扱いはありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 3)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 4)	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (2) (3)
(注 5)	3. 重要な情報の分かりやすい提供 (2) 6. 従業員に対する適切な動機付けの枠組み
(注 6)	2. お客さまにふさわしいサービスの提供 (4)
(注 7)	2. お客さまにふさわしいサービスの提供 (4)
原則 7 従業員に対する適切な動機付けの枠組み等	2. お客さまにふさわしいサービスの提供 (2) 4. お客さまの声を経営に活かす取り組み 6. 従業員に対する適切な動機付けの枠組み
(注)	6. 従業員に対する適切な動機付けの枠組み
補充原則 1 基本理念	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
補充原則 2	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 1)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 2)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
補充原則 3	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 1)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 2)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 3)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
補充原則 4	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 1)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 2)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 3)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
補充原則 5	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 1)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について
(注 2)	非該当 (当社は金融商品の組成に携わる金融事業者ではありません) 7. 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係について